

事業継続計画
(BCP)

災害編

株式会社 豊

〔 デイサービスゆたかの里・ケアプランゆたか
サービス付き高齢者向け住宅ゆたかの里 〕

1. 基本方針

自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大など、社会に大きく影響を与える事象が多く起こる昨今。そのさまざまな事象に対応し、災害を最小限にとどめて事業を継続していくために、事業継続計画（以下 BCP）を策定するものである。

（1）目的

BCP はあらゆる災害に対しての防止策を計画する防災計画とはその意味合いが異なり、災害発生後、その影響および被害を最小限にとどめながら法人としての事業所をいかに早期復旧し継続していくかを策定していくものであり、その基本方針は以下のとおりである。

①利用者・職員の安全を守る

命があつての介護サービスであり、災害時においても命に係わる業務を最優先とする。

②早期の事業再開を目指す

災害発生時において、早期の復旧をはかるため、優先業務を実施する体制と対策を事前に定めて、業務を継続へ万全に期す。

③地域との連携

介護サービス事業という特性上、地域との連携はい不可欠であり、その結果、地域の災害における被害現象につながる。

事業継続を図るためには、まず利用者および職員の命を守る行動が最も重要なことであり、それにかかわる業務を最優先し、そのほかの業務は縮小、休止などの措置をとる。

同時に災害発生直後の初動体制が重要であり、ライフラインの断絶、支援が来ないといった発生直後の混乱している時期を乗り切る体制を整備することが重要である。

地域との連携にあたっては、介護サービス事業という特性上、地域の要支援者がいた場合は受け入れ体制をとるべきであるが、その状況下で受け入れに際して、支援できることを明確にし実施することが重要である。

2. BCP 推進体制

（1）本法人における平常時及び緊急時の BCP 推進体制は以下のとおりである。

平常時	緊急時（BCP 発動時）	担当者	代行者（緊急時）
推進責任者	災害対策本部長	代表取締役	代表取締役 デイサービス管理者
推進副責任者	災害対策副本部長	デイサービス管理者	居宅介護支援管理者
推進員	各事業所リーダー	居宅介護支援管理者 デイサービス生活相談員	デイサービス生活相談員

各担当の役割

【平常時】

- 推進責任者 BCP の職員に対する意識づけの指導及び総括
- 推進副責任者 責任者の補佐、教育訓練等の責任者
- 推進員 年 2 回の避難訓練時における BCP 教育の実施責任者

内容	項目	内容と習得目標	対象者	時期
研修	想定される災害について	姫路市における被害知識の習得	初任者	随時
研修	事業継続計画の研修	職員の行動基準等	全員	10 月
訓練	避難訓練	消防・防災・非常災害計画に基づいた避難訓練	全員	10 月 3 月
訓練	事業継続計画の実施訓練	災害伝言ダイヤル等災害時の災害時の通信訓練、非常食提供等	全員	10 月 3 月
研修	事業継続計画の研修	課題の検討、BCP の見直し	全員	3 月

- ①推進員となっている各事業所リーダーは、年 2 回（3 月と 10 月、避難訓練に合わせて）建物および付属物の点検及び建物内部の什器等の転倒防止対策の確認、各備蓄品の状況を確認し、修繕及び不足な点があれば、改善へ向けての提案を推進責任者に提出する。（非常災害計画「避難確保資器材一覧」による）
- ②推進責任者は各拠点リーダーから提出された建物の必要修繕箇所及び備蓄品の不足の内容を検討し、事業継続計画に必要なものを調達する。

【緊急（BCP 発動）時】

- ①災害対策本部長
- ・ BCP 発動の判断、事業継続の方針決定
 - ・ 災害対策本部敷権者
- ②災害対策服本部長
- ・ 本部長のフォロー、各拠点への支持、本部長代行
 - ・ 関係機関との連絡調整責任者
- ③拠点リーダー
- ・ 施設における利用者及び職員の安否確認
 - ・ 建物の安全確認
 - ・ サービス提供に係わる担当者を決定し、業務を指示
 - ・ 本部への状況報告（判断に急を要する事項については即断する権利を有する。）
 - ・ 拠点及び関係機関との連絡調整、災害情報の収集
 - ・ 拠点間の人員調整
 - ・ 資金や物品の調達及び管理
 - ・ 支給情報

※情報連絡については、「非常災害計画」における情報班が中心となり、情報収集する。利用者対応及び避難所に関する事項は避難誘導班が中心となって実施する。

(2) 緊急時の参集体制と発動基準

①参集基準

地震における基準	全員	参集	姫路市周辺において、震度 6 強以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱等を総合的に勘案し、対策本部長が必要と判断した場合。
		発動	被害状況を確認し、平時の業務遂行が困難であると判断した場合発動し、ただちに災害対策本部を立ち上げる。
水害などにおける基準	全員	参集	大雨警報・洪水警報が発表され、対策本部長が必要と判断した場合。
		発動	被害状況を確認し、平時の業務遂行が困難であると判断した場合発動し、ただちに災害対策本部を立ち上げる。

※上記は平日昼間以外の参集基準である。※平日昼間が発生時刻の場合、各拠点内での行動となる。※参集にあたっては自ら及び家族の安否を確認し、可能と判断した場合参集する。困難な場合はライフラインが断絶していると予想されるので、災害伝言ダイヤル等を活用して連絡する。

3. 想定される被害状況

本計画における災害想定にあたっては、「令和 4 年姫路市洪水・高潮ハザードマップ」及び「姫路市版災害時シナリオシミュレーション（平成 20 年 1 月 17 日午後 1 時 45 分発生）最大震度 7 によるものとする。

(1) 各施設の位置状況

事業所名	種別	校区	震度	水害レベル
デイサービスゆたかの里	介護	旭陽	震度 7	最大浸度 5m
サービス付き高齢者向け住宅ゆたかの里	介護	旭陽	震度 7	最大浸度 5m
ケアプランゆたか	介護	旭陽	震度 7	最大浸度 5m

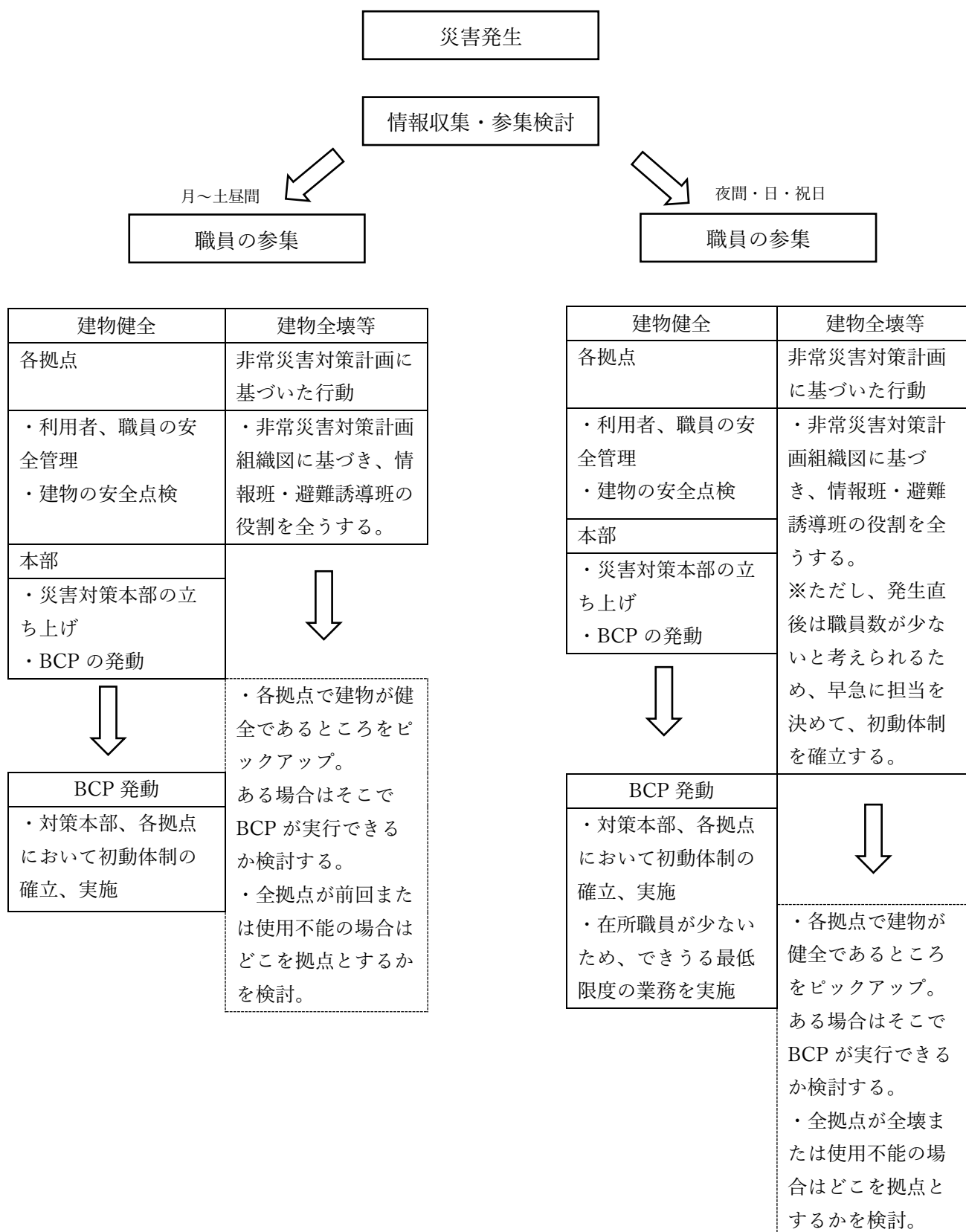
(2) 被害想定

「姫路市版災害時シナリオシミュレーション」では、1 月 17 日午後 1 時 45 分に最大震度 7 の地震が発生、全壊多数、余震も続いている状況とされている。ライフラインの被害普及は次の通りと想定する。

- 電話 発生直後から通話制限が実施。通信制限・電波障害は 3 日後で解消と想定。
- 電気 発生直後より市内全域で停電。3 日後には停電解消と想定。
- 水道 発生直後より断水。3 日後には断水解消と想定。
- ガス 発生直後より供給停止。ボンベ交換が必要であることから 1 週間後に解消と想定。
- 建物 使用が可能であると想定する。

BCP 策定にあたっては、電気・電話の復旧のめどは 3 日間を想定して行う。以下、初動体制からの業務についての計画を記載する。

(3) 緊急時対応概要フロー



4. 初動体制から事業継続まで

(1) 発生直後から 30 分以内

①リスクの抽出

項目	内容	必要事項
1. 冷暖房	停電などにより全館使用不可	ポータブルストーブの備蓄必要 毛布等の備蓄必要
2. ガス	供給停止で使用不可	カセットコンロの備蓄必要
3. 水	上下水道とも使用不可	備蓄飲料水の利用計画 自立者用にペットボトルの備蓄必要 トイレは袋タイプの簡易トイレ（備蓄必要）
4. 電気	停電	ポータブル発電機の備蓄必要 懐中電灯の備蓄量を増
	携帯の通話制限	通信機器の充電に乾電池、充電器の増量と購入
	エレベーター停止	閉じ込められた場合の対応検討
5. 医療	医療機関は受け入れ困難	看護師を中心にケア 必要な救急講習受講の必要性
6. 食事	非常食のみ	計画的な提供 3 日分の非常食必要
7. データ等	PC 使用不可	利用者情報のバックアップ （クラウドの活用、携帯に写真保存等）

②発生直後の業務

業務	内容	体制
1. 火災対応・避難誘導	消防・非常災害計画に基づく行動	在所職員 （自立入所者の協力）
2. 建物等に被害確認	同上 被害箇所の写真	在所職員
3. ライフラインの被害確認	使用できるもの、不可なものを即抽出し、情報共有	在所職員
4. 利用者の安否確認	即確認	在所職員
5. 緊急を要するものの処置	応急処置、医療機関への搬送	在所職員

・在所以外の職員は、2. (2) の基準による参集となる。ただし、自身の生命への影響、在宅での安全確保が確認されない場合は参集できない旨報告する。

・災害対策本部が立ち上がる前に、即行動しなくてはいけないケースが多いと考えられ、拠点リーダー（または代行者）は、在所職員とともに分担し、まずは利用者及び職員の安否確認を行う。（ただし、建物が深刻な被害状況にある場合は避難行動を最優先とする。その場合は非常災害計画による。）

・その時点で搬送措置など声明に係わる事態が「生じたときは、その場で判断し、迅速な対応をとること。」

・なお、参集にかかる通信手段は、携帯などは通信制限されている可能性が高いため、災害伝言ダイヤルなどの活用などを図る。

・安否確認後、拠点リーダー（または代行者）を中心に関係者にミーティングを行い、在所の職員数、被害状況の情報を共有して、継続できる業務を抽出し実施する。

・体制が整った段階で利用者家族への安否確認の連絡を行う。

③継続する業務内容（初動から３日間）

体制 業務	夜勤のみ	出勤３割	出勤５割	出勤７割	出勤９割
業務基準	利用者・職員の安全確認のみ	命を守るための最低限の業務	食事・排泄・医療を中心に	通常の業務体制に近づく	ほぼ通常の業務
食事	備蓄食	備蓄食	簡易食品の調理	簡易食品の調理	簡易食品の調理
	介助なし	できる範囲で介助	できる範囲で介助	できる範囲で介助	ほぼ通常
飲料水	備蓄を確認しながら状況見て	自立者にはペットボトルで給水	自立者にはペットボトルで給水	自立者にはペットボトルで給水	復旧状況を見て通常体制
	介助なし	できる範囲で介助	できる範囲で介助	できる範囲で介助	ほぼ通常
排泄	優先度合いを見て介助、陰部洗浄、おむつ着脱実施 (簡易トイレ)	優先度合いを見て介助、陰部洗浄、おむつ着脱実施 (簡易トイレ)	優先度合いを見て介助、陰部洗浄、おむつ着脱実施 (簡易トイレ)	通常の体制への移行 (簡易トイレ)	通常体制 (簡易トイレ)
口腔保清	口腔のみ	口腔のみ	口腔保清	通常の体制へ移行	通常体制
入浴	休止	休止	休止 清拭の実施検討	清拭実施	清拭実施
離床更衣	休止	離床回数減実施 更衣汚れた場合のみ	離床回数減実施 更衣汚れた場合のみ	離床回数減実施 更衣実施	通常体制
清掃等	休止	汚れの多い箇所	感染予防による清拭	感染予防による清拭	ほぼ通常体制
洗濯	休止	休止	休止	休止	休止
感染対策	消毒液配置	消毒液配置	消毒液配置	消毒液配置	ほぼ通常体制
医療 ※1	与薬、吸引、吸痰等極力実施	与薬、吸引、吸痰等極力実施	与薬、吸引、吸痰等極力実施	通常の体制へ移行	通常体制
機能訓練	休止	休止	休止	休止	休止
医療（緊急）	トリアージ 応急処置	応急処置	応急処置	搬送	搬送
バイタル等	休止	状況を見つつ	健康チェック	健康チェック	ほぼ通常体制
メンタルケア	状況を見て継続	状況を見て継続	状況を見て継続	対応して記録	対応して記録
問い合わせ	対応して記録	対応して記録	対応して記録	対応して記録	対応して記録
夜勤	在所職員で対応	在所職員で対応	在所職員で対応	在所職員で対応	在所職員で対応
通所	休止	休止	休止	休止	再開検討
緊急の受入れ	休止	休止	休止	状況を見て検討	検討
ケアプラン作成	休止	休止	休止	休止	休止
保険請求等	休止	休止	休止	休止	休止

※1 医療は人的資源として看護師、物的資源としてポータブル自家発電機などがそろっていることが前提。それ以外の場合は医療（緊急）に準ずる。

(2) 初動以後 1 時間経過

BCP を発動し、災害対策本部を設置。

災害対策本部拠点優先順位

平日昼間	①サ高住ゆたかの里 2F	②デイサービスゆたかの里
上記以外	①サ高住ゆたかの里 2F	②デイサービスゆたかの里

※各施設の位置状況から、一番被害が少ない・安全確保しやすいと想定される 2F 以上であるため、サ高住に拠点を置くこととする。ただし、上記の施設が全壊等の場合はこの限りではない。

(3) 対策本部及び拠点の役割、分担

共通理解として平常時で自由に使えているものがつかねない状況に慣れる。初動から 3 日間はライフラインがほとんど使用できないことをしっかり理解する

①災害対策本部

災害地の指揮中枢にあつて、組織編制や災害活動の指揮系統が行い、事業継続へ向けての活動を総括する。

- ・情報収集による災害規模の把握
- ・自治体からの医療提供、給水状況、食事提供の情報収集
- ・事業に向けての実施内容の判断（被害状況を把握し継続か、困難かの判断）
- ・各拠点間での人員配置の調整
- ・拠点の被害状況を把握し、復旧に向けて各事業者への連絡
（すぐ対応できないが、早期復旧に向けて最善を尽くす。）
- ・自ら修繕できるものを把握し、職員でできるものは復旧する
- ・復旧に向けての資金管理

②各拠点

発生直後の業務、簡易ミーティング後に必要最低限の設備資源の確保を行う。

- ・利用者スペースの確保→被災状況にもよるが、サ高住 2 階・3 階は居室エリアとなり、全 10 居室あるため、1 居室あたり、2～3 名での割り振りにて対応可能と考えられる。（デイサービス利用定員 25 名時の計算）
- ・電力→自家発電・懐中電灯の準備
- ・トイレ→居室備え付けのトイレ使用ができない場合、簡易トイレの設置。おむつや簡易トイレの集積場所の確保
- ・食事→備蓄品、簡易食品の準備
- ・水→飲料水の備蓄チェック
- ・職員の出勤割合に応じた業務の遂行を心掛ける。

●以後、発生から 3 日以内の対応

徐々に被害の概要がわかり、緊急の体制も固まりつつある状況下で早期復旧への足掛かりとなるように対応する。

- ・感染症予防に努める（BCP 新型インフルエンザ等感染症編及び各拠点の感染症マニュアルに基づく対応）
- ・利用者のみならず、職員の健康チェックも怠らないよう努める
- ・対策本部への必要情報連絡（緊急物資要請・ライフラインの復旧状況等の把握）
- ・職員体制を鑑み、状況によりボランティアの受入れ検討（ボランティアの宿泊・食事等の確保を検討）
- ・地域の要介護及び支援者の受入れの検討

●4日目以降

- ・安全管理を確認しながら、利用者スペースを通常に戻していく
- ・職員シフトも参集状況を見ながら、通常体制へ
- ・職員の健康状態もしっかりケアを行う（休憩スペースの確保も必要）
- ・備蓄品で不足となってきたものを可能な範囲で補充
- ・通信手段も復旧していると想定されることから、医療機関等との連絡を確保し、利用者の健康に配慮し対応する

5. 今後のBCP改善

(1) 建物が全壊した場合の想定検討

本BCPは建物が使用可能なケースにて検討している。前述の地震想定シナリオでは全壊数もかなり多く、火災の発生も多数想定されていることから、事業継続拠点が施設外となった場合の検討も行わなければならない。

(2) 備蓄品の検討

本BCPを策定するにあたり、本法人の備蓄品の内容を見ると簡易トイレ、電気・ガス利用できない場合のカセットコンロ等ライフラインが使用できなくなった場合に重要な役割を担う備蓄が不足している点が明らかになった。今後財政状況を感じながら十分な備蓄を行っていかなければならない。

6. その他

1. 本計画は令和6年4月1日より施行する

7. 付表等

【非常災害対策計画】

1. 総合防衛組織図(緊急連絡網)
2. 避難確保資器材一覧